裁判へのご支援・ご協力を！
2016年09月16日　105号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ファックス　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

第4回総会、原告・支援者130名が参加！

記念講演は『新・人間裁判』を闘う意義が掴まれ、大きな確信に

8月20日(土)、「生活保護制度を良くする会」は札幌市内で第4回総会を開催、「新・人間裁判」の原告45人をはじめ、弁護団・支援者合計130人が参加しました。吉永純(あつし)氏による記念講演のあと、総会では1年間の活動報告と向こう1年の方針が提案され、承認されました。

生活保護の引き下げを止めさせることは社会保障の削減を辞めさせ、戦争への道をとめることにもなる

開会の挨拶は、肘井博行共同代表が行い、次のように述べました。

参議院選挙の最中は、社会保障は大事と言っていた安倍首相ですが、終わったら削減案を打ち出してきました。これを世間では、だまし討ちとか二枚舌と言いますネ。その下げた社会保障費を何に使うのかと言えば、戦争する国に変えて軍事費にしようと言うのです。今年の防衛予算は、とうとう5兆円を超してしまいました。

裁判は9月に8回目の口頭弁論を迎えます。生活保護の引き下げをやめさせる闘いですが、それは社会保障の削減を止めることになります。それはまた、「戦争への道」を止めることにもなります。

今日は、そこのところをしっかり学んで力にしましょう。

（このあと吉永純先生の記念講演が行われました。）

健康に気をつけて、団結して闘っていきましょう！

総会の冒頭、総会に参加している原告45人が前に並び自己紹介と決意を述べ、代表して後藤昭治原告団長が挨拶を述べました。

私は、ついに先日までそ径ヘルニアで10日間入院しました。まだ、本調子ではありません。裁判闘争はこれからが本番です。長い闘いになりますので、原告のみなさんも、支援者のみなさんも健康には十分に気をつけましょう。

相模原市の精神障害者施設を襲った事件は衝撃でした。弱者を役立たない者として抹殺し

ても構わないと言う思いからの犯行と報道されています。とても恐ろしいことです。私たちが闘っている「新・人間裁判」は、経済的弱者救済の制度の後退を許さない闘いです。「健康で文化的な最低限度の生活」は、全ての国民に保障されなければなりません。

149人の原告、一丸となって団結していきましょう。

私たちの闘いは個人のためでなく、社会のため

内田信也弁護団長は、次のように挨拶しました。

安倍首相は「一億総活躍社会」と言っていますが、私にはそれは活躍する国民には恩恵を与える。恩恵を受けたければ活躍せよ！と言っているように聞こえます。活躍しない者は救われない社会は壊れていきます。それを押しとどめようというのが「新・人間裁判」です。私たちは、何も個人のためにやってるんじゃないんだ！　そのことが吉永さんの学習で確信できたように思います。

裁判に勝利するためには連携を拡げていくことが大事です。勝利のための壁は厚いのです。長生きして、子どもや孫のためにも頑張ろうじゃないですか。どうせ長い闘いをやるのですから、楽しくやりましょう。

原告と支援者のみなさんに協力を訴えます！

弁護団を代表して吉田玲英弁護士が、次の訴えをしました。

裁判はこれから、現状の生活はとても人間らしいものとは言えないことを訴えて行くことになります。原告のみなさんとは8月24～25日は集中的な聞き取りを行いますので、協力をお願いします。

その上で、そもそも生活保護の基準の決め方がおかしい、厚労大臣の裁量の域を外れていることを主張して行きます（①CPIが基準だが、物価が下がった時だけ、保護費を下げていいのか。②最低限の生活は、第1・十分位との比較でいいのか。③国際人権規約の「最低生活の基準を引き下げてはならない」に反している。④朝日訴訟など過去の判例から見ても違法な内容）。

原告以外の方に協力してほしいのは裁判の傍聴です。裁判長は国民世論に左右されることはないですが、国民世論や意見を無視するわけにはいきません。国民の怒りと注目を法廷に届けるのは傍聴の力。

原告と弁護団と支援者が協力を強めて、裁判を闘って行きましょう

「不断の努力」を実践しているのが「新・人間裁判」

閉会の挨拶は、大橋晃共同代表が行いました。

医療の分野から見ても、受診抑制、薬を抑えることを求める患者が増えている。やはり経済的な負担が背景にあるのだろうと思われます。

社会保障の引き下げに対して、最初に反撃のノロシをあげたのは「新・人間裁判」で、フロントランナーの役目を果たしています。

憲法の問題では、改憲に対する私たちの対案は、憲法を守り生かしていくことだと言えます。憲法12条では国民の「不断の努力」を謳っていますが、それを実践しているのが、「新・人間裁判」です。その点でもフロントランナー、その誇りをもって闘っていきましょう。

口頭弁論4回などの報告と運動方針、承認される

この1年の活動報告と向こう一年の運動方針、財政の決算・予算、役員体制にして、三浦誠一事務責任者が報告、提案しました。

新たに冬季加算の引き下げ、人権侵害とも言える資産調査との闘いが報告されました。